

基安安発 0605 第 2 号  
基安労発 0605 第 2 号  
令和 2 年 6 月 5 日

建設業労働災害防止協会  
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた  
全国安全週間の対応について」の一部改正について

令和 2 年度全国安全週間の安全衛生に係る表彰及び安全パトロールについて、令和 2 年 4 月 17 日付け基安安発 0417 第 3 号、基安労発 0417 第 5 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた全国安全週間の対応について」の記 2 により、お知らせしたところです。

これに関して、令和 2 年 5 月 25 日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、都道府県労働局長賞の表彰式及び伝達式並びに行政機関が行う安全パトロールについては、地域の実情に応じ、新たな生活様式に基づく感染予防対策等により十分な感染防止対策をとることが可能な場合に限り、開催して差し支えない旨、また、開催する場合には、参加する事業者等の負担に配慮するよう都道府県労働局あて指示しましたので、お知らせします。